主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負損とする。

理 由

論旨は、原審が違法にした事実の認定を非難するに帰し、原判決に影響を及ぼす ことの明らかな法令の違背を主張するものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、九三条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判	判長裁判官	藤	田	八	郎
	裁判官	池	田		克
	裁判官	河	村	大	助
	裁判官	奥	野	健	_